

会報

宮崎県建設業協会機関誌

Monthly Association Construction Industry NEWS



一般社団法人

宮崎県建設業協会

宮崎市橋通東2丁目9番19号

TEL (0985) 22-7171

FAX (0985) 23-6798

HP : <http://www.miyazaki-kenkyo.or.jp>

E-mail : info@miyazaki-kenkyo.or.jp



県土整備部長賞

工 事 名：平成22年度交付水防第1-13号
五ヶ瀬川 下曾木地区 樋管工事
施 工 者：八作建設 株式会社
工事概要：盛土工 $V=383\text{m}^3$
護岸工 $A=625\text{m}^2$
樋管工 ($\phi 1000$) $N=1$ 式
発 注 者：延岡土木事務所

取組の概要

本工事は、施工時期が夏場となるため、暑さ対策として農業用タンクを利用した散水設備を考案し24時間散水養生を行える工夫を行いました。また、現場作業員向けにミストファンや休憩所にエアコン・冷水等を設置し、労働環境の改善に努め、作業員が快適に作業できる職場環境を整備しました。

宮崎県優良工事表彰

宮崎県環境森林部、農政水産部及び県土整備部が所管する建設工事について、工事成績が優秀であり、かつ、他の工事の模範となる取組を行っている工事を表彰することにより、建設関係業者の意欲向上を図り、あわせて公共工事に対する県民のイメージアップに繋げることを目的とした表彰であり、平成22年度より実施されている。本年度、平成24年度受賞工事を紹介する。

3

2014.MAR

No.473

目 次

◇平成26年3月の行事予定	1
◇県協会HP・会員専用サイト掲載項目案内（2月分）	2
◇県協会 会員の動き	2
◇宮崎県建設業協会	
1. 平成25年度第11回常務理事会を開催	3
2. 第13回宮崎県建設業協会と宮崎県県土整備部との意見交換会を開催	4
3. 農業土木幹部職員と宮崎県建設業協会（農業土木協議会）との意見交換会を開催	7
4. 平成26年度予算審議等理事会報告について	9
5. 消費税率引き上げに伴う経営状況分析手数料の改定について	10
6. 平成26年度宮崎県産業開発青年隊隊員募集について	13
◇雇用改善コーナー	
1. 新規学校卒業予定者等の採用について	15
2. 就職・採用活動開始時期の変更について	16
◇事業協同組合	
1. 地域建設業経営強化融資制度について	17
◇技士会	
1. 平成26年度1級(学科)・2級土木施工管理技術検定試験 受験準備講習会のご案内	19
2. 平成26年度1・2級土木施工管理技術検定試験の 申込書受付について（お知らせ）	19
3. 2級土木施工管理技術検定の合格発表	20
4. 平成26年度監理技術者講習の日程お知らせ	21
◇建退共	
1. 建退共 Q & A（退職金の請求関係）	22
2. 建退共宮崎県支部取扱状況（1月分）	23
◇厚生年金基金	
1. 事業概況（1月分）	23
◇建災防	
1. 平成26年度上半期（4月～9月）講習会の案内	24
2. 建災防からの安全メッセージ③	25
◇火薬協会	
1. 平成26年の火薬類保安講習会の開催について	26
◇保証会社	
1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（1月分）	27
2. 中間前払金制度のご案内	28
3. 『保証ファクタリング』・『公共工事代金債権担保融資』 実施期間延長のお知らせ	29
◇試験・講習のご案内	
監理技術者講習のご案内	30
◇書籍のご案内	
大成出版社からの書籍のご案内	31

平成26年3月行事予定表

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	㊦			
2	㊧			
3	月	九建協コンサルタント会議（鹿児島）		
4	火	宮崎県建設業協会建築委員会	車両系（解体用）運転第2種及び短縮技能講習（延岡）	
5	水			
6	木			
7	金		小型車両系建設機械（整地・掘削）運転特別教育（8日まで延岡） 基金九州地区総合厚生年金基金協議会役員会（福岡）	
8	㊦	東九州自動車道北浦IC～須美江IC開通		
9	㊧	平成25年度下期建設業経理検定試験		
10	月	九建協各県建設業協会会長会議、九地整との意見交換会（福岡）	車両系建設機械（整地・掘削）運転技能講習（15日まで清武）	
11	火		基金企業年金連合会九地協宮崎部会連絡打合会（宮崎）	
12	水			
13	木	全建理事会・協議員会（東京） 技士会九州事務局長会議（福岡）	建退共本部運営委員会・評議員会（東京）	
14	金		災防団体連絡協議会（宮崎） 建災防本部常任理事会（東京）	
15	㊦			
16	㊧	東九州自動車道日向IC～都農IC開通		
17	月	本県選出国會議員との意見交換会（東京）	基金納入告知書発送	
18	火			
19	水	宮崎県防災会議		
20	木	宮崎県建設業協会常務理事会、県土整備部との意見交換会 宮崎県議会2月定例会閉会		宮崎県火薬保安協会理事会
21	金	春 分 の 日	春 分 の 日	春 分 の 日
22	㊦			
23	㊧			
24	月		建退共支部事務局長会議（東京）	
25	火	全建全国専務理事・事務局長会議（東京） 建設業振興基金全国協議会（東京） 宮崎県建設業協会土木農林、労務・資材対策委員会		
26	水			
27	木			
28	金			
29	㊦			
30	㊧			
31	月			

県協会ホームページ・会員専用サイト掲載項目案内（26.2月分）

【ホームページ】

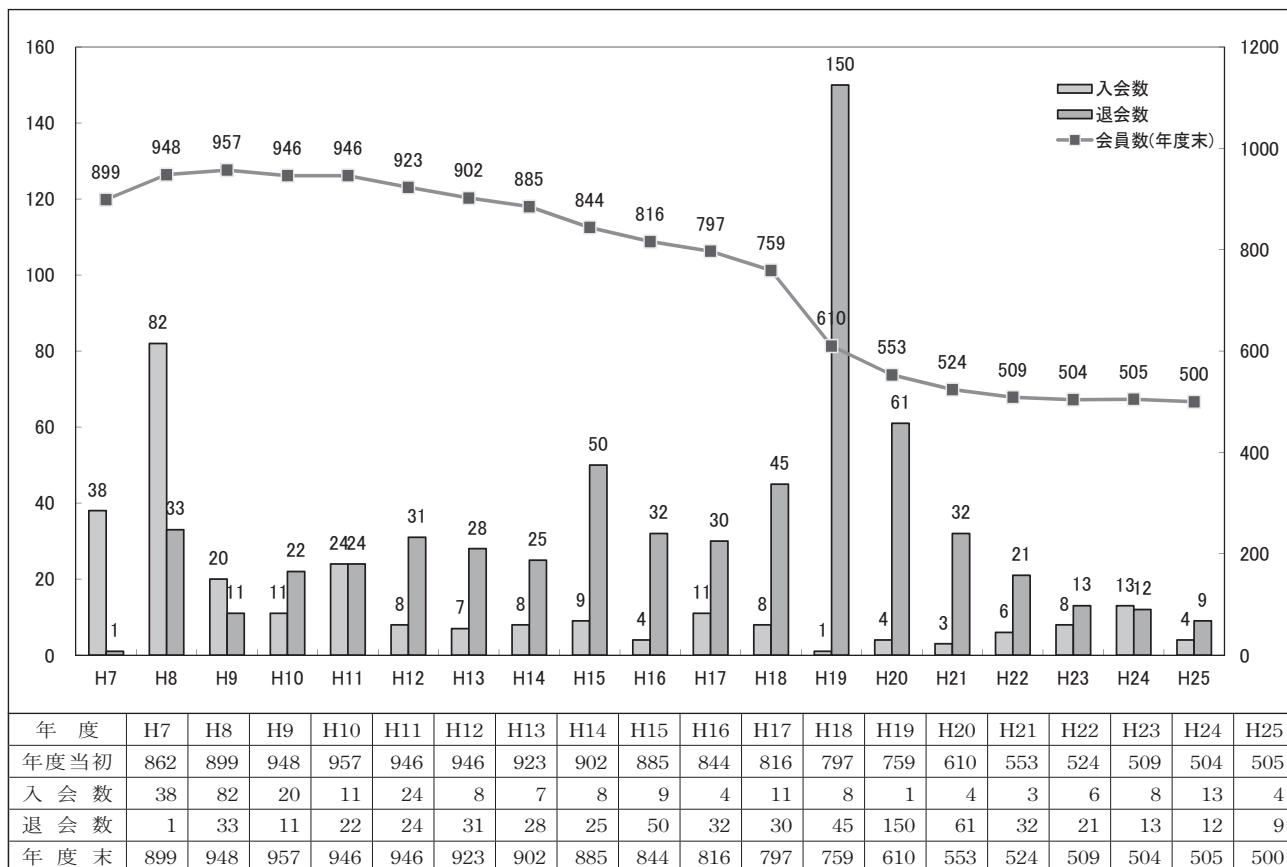
項	目	所 管	形 式
1	宮崎河川国道事務所 平成26年度災害時協力会社の募集について(募集締切 2/21まで)	宮 崎 河 川 国 道 事 務 所	PDF

【会員専用】

項	目	所 管	形 式
1	2014.02.01 平成26年度公共工事設計労務単価データ (宮崎県並びに九州各県)を更新いたしました。	宮 崎 県 建 設 業 協 会	PDF

※上記文書をご覧になる場合は、予め会員の皆様方に通知しております ID 及びパスワードが必要となります。
当協会ホームページアドレスにつきましては、会報表紙をご覧ください。

宮崎県建設業協会員数の推移



※H8 支部として建築協会加入、H19 建築協会脱退、H25はH26.2.28現在



1. 平成25年度第11回常務理事会を開催

平成26年2月12日（水）午後1時00分、第11回目の常務理事会が建設会館2階「委員会室」において、谷口副会長を除く役員11名出席のもと開催された。

開会にあたり永野会長より「本日は、審議する議題が多いが皆さんの意見をお聞きしながら進めたい。また、常務理事会の後に県土整備部、そして農政水産部と意見交換会が続くが、議事進行にご理解とご協力をいただきたい。」と挨拶を述べられ、議事に移った。

議題については次のとおり。

議題1 平成26年度事業計画並びに収支予算案について

桎村事務局長が参考1～3と資料1～4に基づき、平成25年度の決算見込みと平成26年度予算案を報告した。

事業計画案については総務委員会の諮問に基づき、重点項目に共同受注に向けた組合組織の促進を追加したことを報告した。

防災・減災システム整備計画案については、導入効果について質疑があり、様々な機関と防災協定や防疫協定を締結しており、その初動体制の円滑化や業務の効率化を図ること、また、今後、南海トラフ地震津波等大規模災害への対応も求められ、必要なシステムであることを報告し、平成26年度予算案について、2月21日の理事会に諮ることが承認された。

また、公益目的支出について、当初の計画通り7年間での消化が順調に進んでいることを併せて報告した。

議題2 農業土木協議会等に関する今後の組織体制について

岡田専務が資料5に基づき、常置委員会改編案と定款第42条委員会規程の追加改定案を報告して承認された。

常置委員会改編案は、従来の委員会に加え、専門業者のみで構成される常置委員会（農業土木委員会、国土交通委員会）を設置し、組織体制の強化を図る。

議題3 防災・防疫等協定について

桎村事務局長が参考4に基づき、本会の協定締結一覧について報告した。続いて資料6に基づき、大阪航空局との宮崎空港の早期復旧活動に関する協定書案を報告して承認された。また資料7に基づき、県との道路異常箇所の情報提供に関する協定書案を報告して承認された。



永野会長挨拶



第10回常務理事会

議題4 平成26年度全国建設業協会長表彰の推薦について

大谷総務課長が資料8に基づき、全国建設業協会長表彰の推薦について第2条5名、第4条15社、第5条5名の報告を行い承認された。

議題5 宮崎県議会自民党会派並びに宮崎県との意見交換会について

樫村事務局長が資料9に基づき、2月17日（月）開催の宮崎県議会自民党会派との意見交換会の出席者と会場について報告を行った。

続いて資料10-1に基づき、本会が実施した指名競争入札についてのアンケート結果に基づく方向性について審議を行った結果、①来年度も指名競争入札の試行を継続すること。②試行件数はBクラス以下の全体入札の1／3以上とし、500件以上は試行すること。③発注標準額は現行通りの3,000万円未満とすること。④指名業者数はBクラスが8社以内、Cクラスが6社以内とすること。⑤指名競争入札に実績等の条件をつけないこと。以上5項目を本会の方針とすることが承認された。

議題6 労務単価引き上げについて

大谷総務課長が参考5に基づき、2月1日以降の設計労務単価引き上げについて報告を行い、続いて参考6に基づき、国交省から県に対して技能労働者への適切な賃金水準確保について要請文が出されていることを報告した。

議題7 その他

岡田専務が参考7に基づき、厚労省による地域人づくり事業についてスキームを報告した。このことは県土整備部との意見交換会において県から説明が行われることを報告した。

続いて、安全足場設置推進議員連盟の決議文を情報提供した。

議題8 次回常務理事会開催日について（3月、4月）

永野会長が、3月の常務理事会は3月20日（木）に、4月の常務理事会は4月15日（火）に開催することを提案して承認された。

以上、午後3時00分、すべての議案を審議し終了した。

2. 第13回宮崎県建設業協会と宮崎県県土整備部との意見交換会を開催

平成26年2月12日（水）午後3時30分、建設会館5階「会議室」において、第13回目の意見交換会が開催された。

出席者については下記のとおり。

◇宮崎県県土整備部

管 理 課：郡司部参事兼課長、田村課長補佐、高妻主幹、日高主幹

技術企画課：高橋課長、大坪課長補佐、桑畑主幹、原口主幹、岩切主幹、春田主査

◇公共三部共管

工事検査課：永野課長、米倉専門員

◇宮崎県建設業協会

常務理事会：永野会長、川上・山崎副会長

堀之内・淵上・林・仁科・河野・甲斐・

竹尾常務理事

事務局：岡田専務理事、水元顧問、樫村事務局長、東・林田・大谷課長

【永野会長挨拶】

国会の予算委員会で補正予算が可決して、1兆円規模の公共事業予算がついたが良い方向に向かうことを期待している。また、2月からの労務単価引き上げを早速対応していただきお礼を申し上げる。業界としては財務内容が厳しくても賃金として還元する必要があると感じる。労働環境を改善するためにも、平成25年度補正予算と平成26年度予算の平準化執行をよろしくお願いしたい。

【郡司部参事兼管理課長挨拶】

県予算が2月定例議会で決まるが、平成25年度補正予算も平成24年度補正予算の1/3は確保できた。平成24年度補正予算と平成25年度予算の未消化分を含めると事業量的には平成26年度も平成25年度並みに確保できる。県土整備部としては対前年度以上を要求しており知事の関心も高い。平成24年度補正予算は事故繰越で2月に再発注して、平成25年度未消化分を含めて消費税対策として切れ目のない発注を行いたい。



永野会長挨拶



郡司課長挨拶

◆県からの情報提供について（説明順）

(1) 地域人づくり事業の概要について（管理課）

資料に基づき、コンソーシアム型共同体による建設業若年者入職促進・人材育成事業（案）の説明が行われた。国の補正予算額が1,020億円であり本県の配分額は決まっていないこと。各部の配分は商工観光労働部で調整中であること。共同体ができなかった場合は事業を見送ることが報告された。

(2) 建設工事における指名競争入札の試行状況について（管理課）

資料に基づき説明が行われ、工事現場に近接する企業の状況についての検証状況は土木一式と建築一式は旧44市町村をベースにして、は装並びにとび・土工・コンクリートは土木事務所管内をベースにして算出したこと。指名競争入札に肯定的な意見が7割あったこと。検証結果の工期短縮状況と工事成績評定点はサンプル数が少ないため判断できないことが報告された。

(3) 入札不調・不落対策のための取組について（管理課）

資料に基づき説明が行われ、対策の①現場代理人の兼務制度の促進と②現場着手までの間の技術者の専任を求めない入札の実施が不調対策、③再度の入札等における最低制限価格未満入札者に対する参加資格の拡大が不落対策であることが報告された。③については再入札が不落になった場合は随契で対応する。※③については、意見交換会后、県が再協議し、取組みとして行わないことで決定している。



県土整備部との意見交換会

(4) 工事成績評定の改定に伴う評定の試行について（技術企画課）

資料に基づき説明が行われ、評定配分の変更により現行に比べて評定点数が下がったことが報告された。

(5) 平成26年2月公共工事設計労務単価の適用にかかるインフレーションの請求について（技術企画課）

配付した資料は土木事務所から業者に配るようにした文書であることが報告された。

◆意見交換

(1) 地域人づくり事業の概要について

本会 →特に意見はなかった。

(2) 建設工事における指名競争入札の試行状況について

本会 →指名競争入札は地域育成につながるためサンプル数を増やしていただきたい。

県 →年度途中から試行を始めたのでサンプル数が少ない。次年度も試行を続けたい。

本会 →同じ地域に指名が偏る傾向がみられるため是正をお願いしたい。

県 →選定基準の14項目について偏りがでないように検討中である。

本会 →指名辞退者のペナルティを検討するのか。

県 →アンケート結果によると、辞退理由として技術者がいないとか手持ち工事が多いとの回答が多い。一定期間指名を見合わせて別の業者に指名機会を与えることを検討したい。

(3) 入札不調・不落対策のための取組について

本会 →対策が3項目では心細いと感じる。積算対策はどうか。

県 →今回は2月の取組を出した。その他の取組は3月に提示したい。

本会 →最低制限価格未満の業者の再入札を認めることは、チャンスを与えることが目的なのか。

県 →最低制限価格未満の業者に再入札を認めることは全国的な傾向である。

(4) 工事成績評定の改定に伴う評定の試行について

本会 →国と県の評価基準について、例えば難易度基準は違うのか。

県 →県では大規模工事が少ないため難易度基準は採用しない。

本会 →県独自の評価基準は良くないから国の評価に近づけるといいうが、公共3部で技術専門員を持つ本県としては国に合わせることに矛盾するのではないか。

(5) 平成26年2月公共工事設計労務単価の適用にかかるインフレーションの請求について

本会 →特に意見はなかった。

(6) その他

本会 →来年度も緊急経済雇用対策の継続をお願いしたい。

以上、午後4時35分、意見交換会を終了した。

3. 農業土木幹部職員と宮崎県建設業協会（農業土木協議会）との意見交換会を開催

平成26年2月12日（水）午後4時30分、建設会館5階「会議室」において、農政との意見交換会が開催された。

出席者については下記のとおり。

◇農政水産部

農村整備課：河野課長、東課長補佐

農村計画課：原畑かん営農推進室長、中山課長補佐、内田主幹

◇公共三部共管

工事検査課：岩永工事検査監

◇出先機関等

南那珂農林振興局：猪股局長

西諸県農林振興局：三好局長

中部農林振興局：凶師農村計画課長

北諸県農林振興局：小野農村計画課長

児湯農林振興局：山本農村整備課長

東臼杵農林振興局：日高農村整備課長

西臼杵支庁：鬼束農政水産課長

◇宮崎県建設業協会（農業土木協議会）

堀之内農業土木協議会会長、竹尾農業土木協議会副会長、永野県建設業協会会長、川上宮崎地区建設業協会会長、山崎延岡地区建設業協会会長、淵上小林地区建設業協会会長、林東諸地区建設業協会会長、仁科西都地区建設業協会会長、河野高鍋地区建設業協会会長、甲斐日向地区建設業協会会長

【堀之内農業土木協議会会長挨拶】

遅い時間からの意見交換会になりご迷惑をお掛けするがよろしくお願いいたします。昨年末に不調工事が多く発生したが、今後は業者が喜んで工事を受注する環境を作りたいので、意見交換会が良い方向に向かうことを期待したい。

【河野農村整備課長挨拶】

日頃から農業事業にご協力をいただき、また、平成24年度補正予算で事業量が増加したなか、再入札では無理をしていたいただき感謝を申し上げます。

事故繰越は財務局との調整が不慣れなため作業が遅れているが、年度内に発注したい。簡素化を進めたいし、個別の案件は各振興局と相談いただきたい。

PEDは本日から2月末まで県内6ヶ所で消毒ポイントを設置したが、感染が拡大する場合は協会に作業をお願いするかもしれない。そのときはご協力をお願いしたい。

挨拶後、堀之内会長が議長になり議事に入った。



堀之内農業土木協議会会長挨拶



河野農村整備課長挨拶

◆意見交換会

(1) 平成24年度補正予算の事故繰越について（農村計画課）

財務局との調整を年末から続けている。2月末か3月初旬には承認がもらえるのではないかと考える。地方自治法では3月末までに契約したものに限り事故繰越が認められる。3月末までに25年度予算を含めて30件予定しているが、事故繰越に係るものが14件4億3千万円あるため、発注する際にはご協力をいただきたい。

本会 →事故繰越案件の発注方法はどうするのか。

県 →出先に任せているが、個別に話し合いをしたい。

(2) 入札不調・不落体策の取組について（農村計画課）

技術者の配置条件を緩和したため、3月末まで技術者が空いていなくても3月に契約して4月に工事を開始しても大丈夫である。

パイプライン工事の簡素化は4月以降も検討したい。

また、現場に応じた積算を指示している。

本会 →森林工事の参考例であるが積算が合わない赤字工事が多いことが不調・不落の原因である。
（工事現場の写真を提示して説明）

本会 →工種が違って現場代理人の兼務はできるのか。

県 →工程調整が可能であれば兼務できる。

本会 →管理課からもらった不調対策のための取組では不十分である。

県 →設計金額のことは議会からも言われている。現場の実態に則しできる部分から対応したい。

本会 →工事評価の改定について農政の基準は統一されるのか。

県 →3部共通は統一した。圃場整備等農政独自のものはそのままである。

本会 →施工環境の難易度の加点はどうなるのか。

県 →要望があることは理解している。

本会 →電子納品と施工パッケージの対応は如何か。

県 →施工パッケージは考えていない。電子納品は将来的には進めたいが協議の段階である。

(3) 農業土木協議会について

竹尾副会長より報告があり、本日の常務理事会において、本会に農業土木委員会を設置する方向になったが、設置については理事会に諮り、それに伴う定款の変更は総会に諮ることが必要になる。委員は各地区から1名ずつ選ぶが、農政専門の業者が入ることになることを報告した。

また、堀之内会長より、補足説明として、メンバーの構成は委員会設置後になるが、意見交換会等具体的な運営は常務理事会との2本立てを考えていることを補足した。

以上、午後5時40分、意見交換会を終了した。



農業土木幹部職員との意見交換会

4. 平成26年度予算審議等理事会報告について

来年度の予算について審議する理事会を2月21日（金）、宮崎県建設会館5階「会議室」において役員44名（理事41名、監事2名、顧問1名：定足率全理事85.4%）が出席して開催され、定款第34条第1項により、理事の過半数が必要であり、有効である旨報告し、開催された。

永野会長が議長となり、下記の事項に審議が行われた。理事より、事業計画の防災・減災システムについて要望があり、組織での十分な対応、行政との情報の共有を図ることで全議案承認された。

議案については次のとおり。

- (1) 平成26年度事業計画並びに収支予算案について
- (2) 常置委員会の改編及び定款の改正案について

また、報告事項として

- (3) 建設業協会防災・防疫協定締結等一覧について
- (4) 労務単価の引き上げについて
- (5) 技能労働者への適切な賃金水準の確保について
- (6) 厚生労働省「地域人づくり事業」の概要について



永野会長挨拶



理事会①



理事会②

5. 消費税率引き上げに伴う経営状況分析手数料の改定について

経営状況分析のご申請は 実績と信頼の

一般財団法人建設業情報管理センターへ

経験豊富なスタッフが懇切丁寧にお応えいたします。

取扱実績
No.1

消費税率引き上げに伴う経営状況分析手数料の改定について

今般、平成26年4月1日の消費税率引き上げに伴い、下記の通り経営状況分析手数料を改定させていただくことになりました。

このたびの改定は、政府の打ち出している「消費税の円滑かつ適正な転嫁」に沿ったものでございます。

何卒、ご理解いただき、経営状況分析のご申請につきましては、当財団をご利用くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 新旧分析手数料

電子申請の場合	現行料金	12,000円	(基本料金11,429円、消費税等571円)
	新料金	12,340円	(基本料金11,426円、消費税等914円)
郵送申請の場合	現行料金	13,500円	(基本料金12,858円、消費税等642円)
	新料金	13,880円	(基本料金12,852円、消費税等1,028円)

※改定料金について

電子申請、郵送申請ともに現行の基本料金に消費税等8%相当額をプラスした金額から、10円未満を切り捨てて設定しております。(基本料金の値上げは行っておりません。)

2. 料金改定の時期 平成26年4月1日受付分より

無料ソフト「CIIC分析パック」

経営状況分析申請書・財務諸表を簡単作成！

ホームページからダウンロード！

会員登録不要！

無料ソフト
シリーズ

「CIIC許可・経審申請パック」

建設業許可・経営事項審査の申請書類作成

「CIIC経審アンサー」

経営事項審査の評点確認

電子申請で分析手数料割引

「CIIC分析パック」で簡単申請！

3営業日以内に結果通知書発行

※確認、照会を要する場合はお時間をいただくことがあります。

●「CIICメールマガジン」のお申し込みは

お客様名とメールアドレス▶ touroku@ciic.or.jp

「知っておきたい会計・税務の知識」等、お役立ち情報提供

経営状況分析のご申請、「CIIC分析パック」につきましては、お気軽に支部・事務所までお問い合わせください。

「CIIC許可・経審申請パック」「CIIC経審アンサー」のお問い合わせは 03-5565-6236 までお願いいたします。

登録経営状況分析機関 登録番号 1

<http://www.ciic.or.jp>

CIIC

検索

CIIC 一般財団法人建設業情報管理センター



当財団は、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)に関するISO規格(27001)の認証を取得しています。

東日本支部

■北海道・東北地区	03-3544-6903
■関東地区	03-3544-6901
■中部・北陸地区	03-3544-6902
■北海道事務所	011-222-2688

西日本支部

■近畿地区	06-6767-2801
■中国・四国地区	06-6767-2802
■九州・沖縄地区	06-6767-2803
■九州事務所	092-483-2841

CIIC電子申請のご案内

経営状況分析の申請手続きをインターネットを利用して会社や自宅から行うことができます。
ご利用いただくには、初回のみ事前に電子申請の利用登録のお申し込みが必要となります。
※「電子申請利用申込書」に必要書類を添えて、最寄りの支部・事務所へご郵送ください。

経営状況分析手数料が割引かれます。

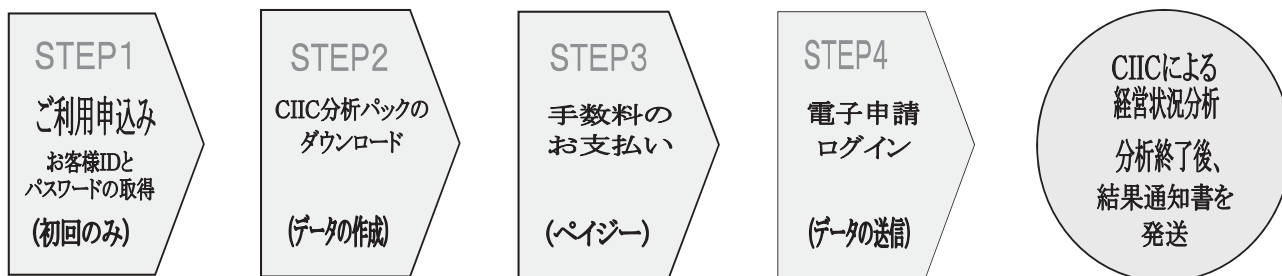
※当財団のホームページに掲載しております電子申請対応版「CIIC分析パック」を利用して作成された財務諸表等を「電子申請データ」ファイルにより「CIIC電子申請」をされる場合に適用されます。

CIIC電子申請における経営状況分析手数料のお支払いはPay-easy(ペイジー)をご利用ください。

払込手数料をご負担いただく必要はありません。

同封の「払込取扱票」により、ゆうちょ銀行、郵便局および主要なコンビニ窓口でお支払いができます。
「Pay-easy」マークのあるATM、インターネットバンキングでもお支払いができます。

【CIIC電子申請の流れ】



※電子申請の詳細につきましては、当財団ホームページの「CIIC電子申請のご案内」をご覧ください。

・CIICホームページ >> 経営状況分析申請 >> CIIC電子申請のご案内

<http://www.ciic.or.jp/>

CIIC

検索

■ 次のソフトからも、「CIIC分析パック」へデータ移行ができ、電子申請が可能です。（二重入力不要）

会 社 名	ソフト名
株式会社クリックス 様 Tel 03-5753-1571	許認可プロ①【建設業】
有限会社ホックス 様 Tel 011-613-5458	CONPAS
株式会社ナレッジコア 様 Tel 042-521-0806	経審大臣(R)～経審大臣Premium(R)
株式会社ケイ・プロダクト 様 Tel 0422-49-5887	建許くん・Dr. 経審・経審くん 平成24年度版～
株式会社日本コンサルタントグループ 様 Tel 03-3565-3653	経審博士11+Form
株式会社建設総合サービス 様 Tel 06-6543-2841	経審マスター
あさかわシステムズ株式会社 様 Tel 072-464-7831	経審マスター

※ソフトの操作方法等につきましては、直接、各社にお問い合わせください。（会社名は、順不同とさせて頂いております。）

無料ソフトのご案内

■ 申請書類作成ソフト、経審評点計算ソフトをホームページにて提供しております。

ダウンロードしてご利用ください。(会員登録不要)

また、無料ソフトと経営事項審査の仕組み、経営状況分析の手引き、Q&A等を収録したCD-ROMを無料でお配りしておりますので、ご希望の方は支部・事務所までお問い合わせください。

経営状況分析の申請書類作成、
電子申請に

■「CIIC 分析パック」

建設業許可・経営事項審査の
申請書類作成に

■「CIIC 許可・経審申請パック」

経営事項審査の
評点確認に

■「CIIC 経審アンサー」

<http://www.ciic.or.jp/>

CIIC

検索

※「CIIC分析パック」につきましては、お気軽に支部・事務所までお問い合わせください。

※「CIIC許可・経審申請パック」、「CIIC経審アンサー」のお問い合わせは、電話03-5565-6236までお願いいたします。

メールマガジンのご案内

- 毎月、第一または第二金曜日に、トピックスや「知っておきたい会計・税務の知識」、「建設産業ニュース」など、お役に立つ情報をお届けいたします。
- 配信ご希望の方は、(1)お客様名、(2)配信先メールアドレス を下記へ送信してください。配信登録手続きをされた翌月から配信いたします。

touroku@ciic.or.jp



※既に配信登録手続きを済まされている方は、手続きは不要です。

※また、CIIC経営状況分析電子申請利用登録が完了された方には、申込書に記載のメールアドレスに利用登録月の翌月から配信させていただきますので、上記の配信登録手続きは不要です。

【個人情報の利用目的】お客様の個人情報を取得する目的は、以下のとおりです。

1. CIICメールマガジンの遂行、管理のため
2. CIICメールマガジンに関する調査のため
3. その他サービスの提供など、お客様との取引の円滑な実施のため

6. 平成26年度宮崎県産業開発青年隊隊員募集について

(指定管理者：学校法人 宮崎総合学院)

平成26年度の産業開発青年隊隊員を次のとおり募集いたします。

◎選考試験日・受験願書受付期間及び選考試験会場等

項 目	内 容			
募集定員	課 程	定 員		
	施工管理課程	40名(男・女)		
	専攻課程	20名(男・女)		
	計	60名(男・女)		
選考試験の区分	選考試験日	発表日	受験願書受付期間	選考試験会場
推薦選考試験 募集定員 (施工管理課程 24名) (専攻課程 12名)	平成25年 10月5日(土)	平成25年 10月11日(金)	平成25年 9月9日(月) } 平成25年 9月30日(月)	宮崎県建設技術センター (産業開発青年隊)
一般選考試験 I	平成25年 11月23日(土)	平成25年 11月29日(金)	平成25年 11月1日(金) } 平成25年 11月18日(月)	宮崎県建設技術センター (産業開発青年隊) 宮崎県延岡総合庁舎
一般選考試験 II	平成26年 2月8日(土)	平成26年 2月14日(金)	平成26年 1月15日(水) } 平成26年 2月3日(月)	〃
一般選考試験 III	平成26年 3月20日(木)	平成26年 3月25日(火)	平成26年 3月3日(月) } 平成26年 3月17日(月)	宮崎県建設技術センター (産業開発青年隊)

※各課程とも定員に充足次第募集を中止致します。

選考試験概要(各会場共通)

推薦選考試験		一般選考試験	
受 付	10:00～10:20	受 付	10:00～10:20
説 明	10:20～10:30	説 明	10:20～10:30
面 接	10:30～(1人10分程度)	作 文	10:30～11:30
		面 接	11:40～(1人10分程度)

◎応募資格Ⅰ(入隊資格)【(各課程共通：原則として、県内在住者又は県内出身者とする。)

原則として、昭和58年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者(平成26年4月1日現在で、18歳以上30歳以下)】

1 施工管理課程(教育訓練期間は4月から翌年2月末まで)

学校教育法に規定する高等学校又は中等教育学校を卒業した者(卒業見込みの者)又は、これと同等の学力を有すると認められる者。

2 専攻課程(教育訓練期間は4月から翌年2月末まで)

学校教育法に規定する高等学校又は中等教育学校を卒業した者(卒業見込みの者)又は、これと同等の学力を有すると認められる者で土木建設分野に関する技術及び知識を有していると認められる者又は施工管理課程を修了した者。

◎応募資格Ⅱ(選抜方法)

1 推薦選考試験

- 1) 全寮制での団体実習訓練に耐え得る男女。
- 2) 高等学校を卒業見込みの者で、進学用調査書において出席率が95%以上であり、合格した場合入隊することを確約できる者。

2 一般選考試験

- 1) 全寮制での団体実習訓練に耐え得る男女。

◎応募手続き

1 提出書類（施工管理課程・専攻課程共通）

- 1) 宮崎県産業開発青年隊受験願書（写真は、6ヶ月以内に撮影したもの 受験票に50円切手貼付）
 - 2) 推薦書（推薦選考試験受験者）
 - 3) その他の書類
- ①高校在学者：調査書（進学用：申込日の属する前学期までのもの）
 - ②大学、短大、高専、専門学校在学者：卒業見込証明書、成績証明書
 - ③中学、高校、専門学校、大学等卒業生：卒業証明書、成績証明書、高等学校卒業程度認定試験合格証明書（旧大検）

2 入隊選考試験手数料（2,200円）

宮崎県収入証紙（2,200円）を受験願書に貼付してください。

受験願書受付後は、いかなる理由があっても入隊選考試験手数料の返金はありません。

◎受験願書の提出先及び問い合わせ先

宮崎県建設技術センター（産業開発青年隊） 隊員募集担当
〒889-1602 宮崎県宮崎市清武町今泉丙 2559-1
（専）0985-85-1600 FAX 0985(85)2991

※受験願書の設置場所

・宮崎県建設技術センター（産業開発青年隊）、県内の高等学校、市（各支所）町村役場、土木事務所等

◎受験願書の受付

郵送で申し込む場合は、必ず郵便局の窓口で「簡易書留郵便」にしてください。その際、郵便局窓口で交付される「書留郵便物受領証」は受験票が到着するまで保管しておいてください。

◎受験票の交付

受験資格審査などの結果、申込書を受理したときは、随時受験票を郵送します。

なお、受験票が受験の2日前までに到着しないときには、上記の問い合わせ先に連絡してください。

◎合格発表

※発表方法は宮崎県建設技術センター（産業開発青年隊）正面玄関に提示（午前10時～）するほか、受験者全員に合否結果を通知します。

◎授業料及び経費（参考）

年間経費（施工管理課程・専攻課程共通、平成26年度の見込み額）

入隊料 （入隊時）	授 業 料		入隊時経費 （見込み）	その他経費 （資格試験受験費用、寮生活費等）
	年 額	月 額		
5,650円	108,900円	9,900円	20万円程度	年間35万円程度

※1 入隊時経費については、主に教科書、制服、実習服、製図道具などです。

※2 資格試験受験費用については、受験の都度、寮生活費については実費を毎月徴収します。
また、その他必要な経費が生じた場合も別途徴収します。

◎教育訓練期間

平成26年4月から平成27年2月末までの1年間です。

◎在隊中に受験できる資格・免許の種類

大型特殊自動車運転免許、車両系建設機械運転技能講習修了証、小型移動式クレーン運転技能講習修了証、火薬類取扱保安責任者、危険物取扱者、アーク溶接特別教育講習修了証、玉掛技能講習修了証、測量士補、情報処理技能検定、造園関連資格等

雇用改善コーナー

1. 新規学校卒業予定者等の採用について

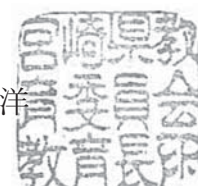
平成25年 6 月 5 日

一般社団法人 宮崎県建設業協会
会 長 永野征四郎 様

宮 崎 県 知 事 河 野 俊 嗣



宮 崎 県 教 育 長 飛 田 洋



宮 崎 労 働 局 長 松 竹 泰 男



新規学校卒業予定者等の採用について（お願い）

新規学校卒業者等の就職に係る取組については、平素より御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本県の雇用情勢につきましては、有効求人倍率が0.7倍台を維持しているものの、依然として厳しさが残り、改善の動きを弱めたままの状況にあります。一部には明るい動きが見られます。特に平成25年3月末における新規高等学校卒業者の就職内定率は99.1%と、調査開始以来、最高の結果となりました。このことは、県内の多くの企業や事業所の皆さまの御理解・御協力の賜物と深く感謝しております。

このような中、国及び県におきましては、求人の確保や就職支援等に全力で取り組みますとともに、キャリア教育の推進により、望ましい勤労観・職業観の育成にも努めているところです。

つきましては、一人でも多くの新規学校卒業予定者が希望する職業に就くことができますよう、求人枠の拡大及び早期提出、並びに大学や高等学校等卒業後3年以内の既卒者における新卒枠での応募受付につきまして、特段の御配慮をお願い申し上げます。

併せまして、関係団体の皆様及び事業主の皆様はこの旨御周知くださいますようお願いいたします。

（文書取扱）

宮崎県商工観光労働部労働政策課

宮崎県教育庁学校政策課

宮崎労働局職業安定部職業安定課

2. 就職・採用活動開始時期の変更について

平成25年4月19日に開催された「経済界との意見交換会」において、安倍内閣総理大臣から経済界に対し、平成27年度卒業・修了予定者からの就職・採用活動開始時期変更を要請しました。

この要請は、平成27年度卒業・修了予定者からの就職・採用活動のスケジュールを以下のように変更することを求めたもので、その後、「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)において政府方針として決定されました。

一般社団法人日本経済団体連合会、就職問題懇談会(大学、短大、高等専門学校で構成)においても、この内容を踏まえた指針、申し合わせを決定しています。

詳細は、

- ①首相官邸ホームページ「就職・採用活動開始時期変更に関するお知らせ」

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ywforum/zikihenkou_info.html

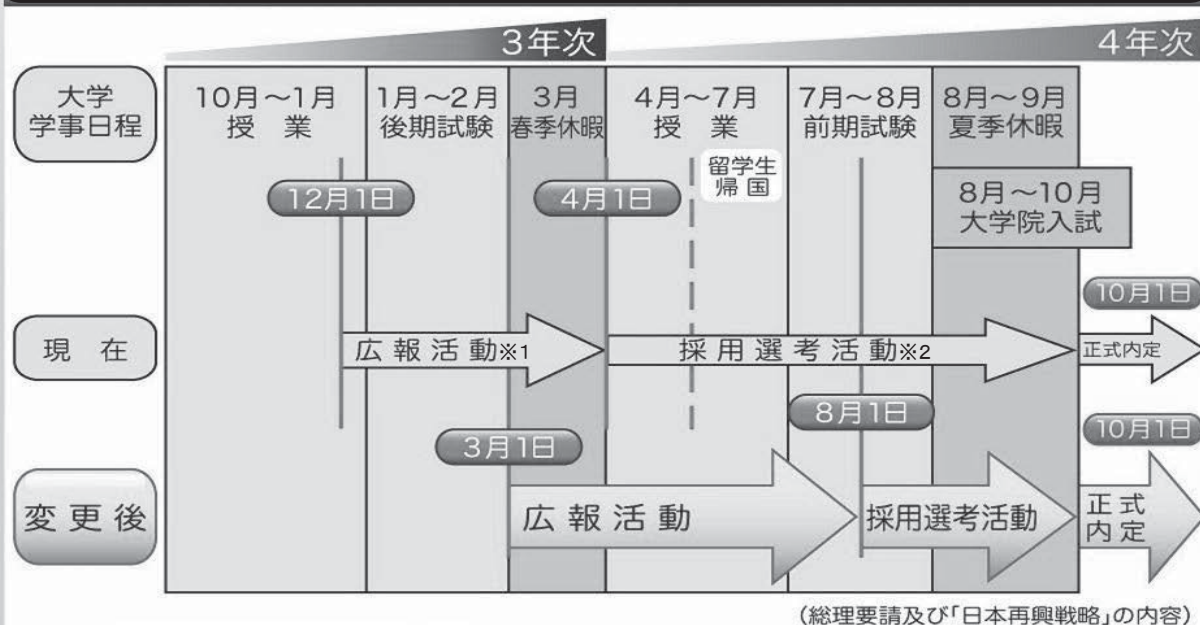
- ②政府インターネットテレビ

「稲田大臣インタビュー～就職・採用活動開始時期の変更に向けて」

<http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg8598.html>

をご覧ください。

平成27年度卒業・修了予定者(現在の大学2年生等)から、
広報活動は、卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降に開始、
その後の採用選考活動は、卒業・修了年度の8月1日以降に開始となります。



※1) 広報活動: 採用を目的とした情報を学生に対して発信する活動。採用のための実質的な選考とならない活動。

※2) 採用選考活動: 採用のための実質的な選考を行う活動。採用のために参加が必須となる活動。

図表出所: 政府インターネットテレビ「稲田大臣インタビュー～就職・採用活動開始時期の変更に向けて」<http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg8598.html>

事業協同組合

1. 地域建設業経営強化融資制度について

(平成26年4月1日より実施期間、助成金利が変わります。)

1. 制度概要

- ・工事未完成部分を含む債権譲渡契約 (国から1.1%を上限に貸付金利の助成)。
- ・新制度において工事未完成部分は、保証事業会社が債務保証を行う。

2. 制度実施期間

- ・平成27年3月末までの時限措置として実施。

3. 対象となる建設企業

- ・公共工事を受注・施工している中小・中堅建設企業

4. 対象となる工事

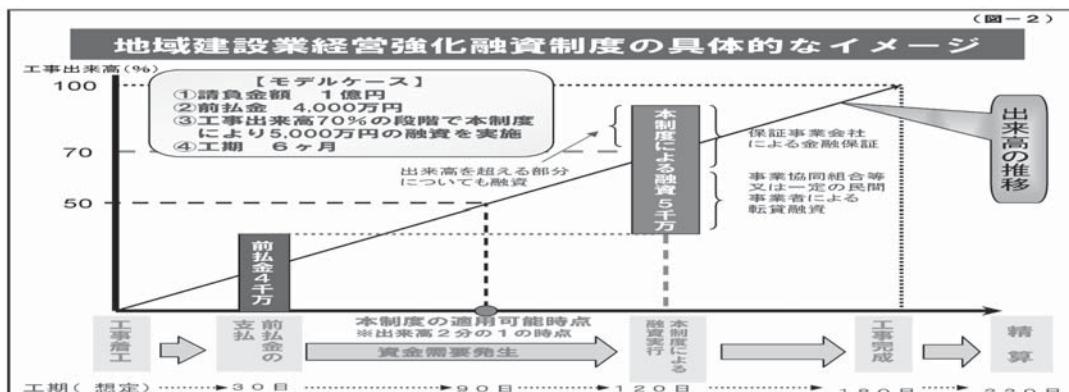
- ・国、地方公共団体等の発注する工事を対象。
※ただし、低入札価格調査の対象となった者と契約した工事は対象外とする。
- ・当該工事の出来高が、2分の1以上に到達したと発注者が認めた日以降。
- ・保証事業会社による金融保証(出来高を超える部分、未完成部分)を受ける時は、前払金の支払を受けた工事対象。(金融保証(出来高を超える部分)を受けとらない時は、前払金を受け取らなくても可)

5. 事務手続き等

- ・窓口……………宮崎県建設事業協同組合
- ・貸付金利……………2.2% ～ 2.85% (※未完成部分は別途金利必要)
- ・事務手数料……………0.07% ～ 0.15% (※未完成部分は別途手数料必要)
- ・契約書類……………地域建設業経営強化融資専用債権譲渡契約用紙

事務の流れ (注意 手続き申請には、余裕をもっておこなってください)

- ① 地域建設業経営強化融資用契約用紙(債権譲渡契約証書1枚、債権譲渡契約依頼書1枚)に必要事項を書き込み、合計2枚を組合へ送付。
(注意 書き込み時には、印鑑押印、印紙貼り付けはしないでください。)
- ② 組合にて内容確認後、組合印鑑を押印し、合計6枚を返送。
(債権譲渡契約証書3枚、債権譲渡契約依頼書3枚、発注者控1枚毎、組合控1枚毎、企業控1枚毎)
- ③ 返送された書類に、印鑑を押印、印紙を貼り付け。
- ④ 発注者へ申請。(債権譲渡契約証書1枚、債権譲渡契約依頼書3枚を提出)
- ⑤ 借入時に組合へ提出。(債権譲渡契約証書1枚、債権譲渡契約依頼書1枚を提出)
(注意 融資申込み時の借入申込書等の書類は現状書式)



地域建設業経営強化融資制度に係る融資額と工事残代金の精算(モデルケース)

【前提条件】

- ①請負金額1億円 ②前払金4,000万円 ③工事出来高70% ④契約保証金1,000万円
⑤償還済額6,000万円

●融資可能額の計算例

※一般の計算式であり、実際の算定方法は組合等によって異なります。

●事業協同組合等による転貸融資額

①請負金額×③出来高-②前払金-④契約保証金
融資金額 1,900万円 (1億円×70%-4,000万円-1,000万円)×90%(割合目)

●保証事業会社の金融保証による融資額(最大限に融資を受けた場合)

①請負金額-②前払金-④契約保証金-事業協同組合等による融資金額
融資金額 3,200万円 (1億円-4,000万円-1,000万円-1,900万円)

※
最大融資
可能額
5,000万円

●工事完成の場合の工事残代金の精算

A 工事残代金額 6,000万円(1億円-4,000万円)

B 違約金充当額 0円

①発注者による協同組合等への支払金額 6,000万円(A-B)

②事業協同組合等による組合融資への充当額 1,900万円

③事業協同組合等による保証会社への支払額 4,200万円(①-②)

④保証事業会社による銀行への返済額 3,200万円

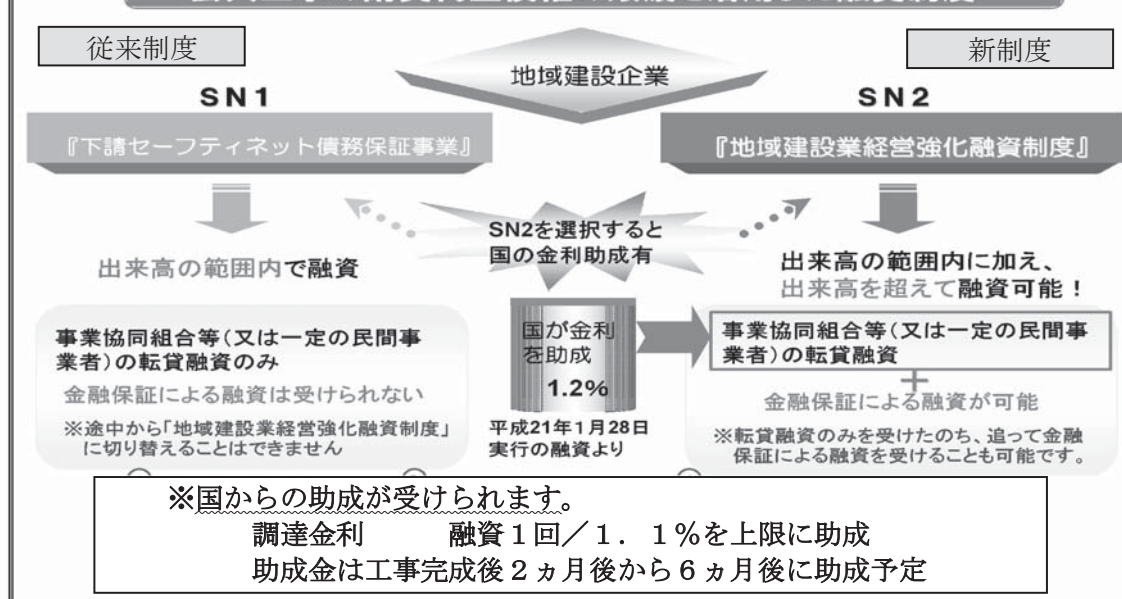
⑤保証事業会社から建設企業への支払金額 1,000万円

注1:実際の融資額は、工事の出来高、保証会社の精算、融資を行う金融機関の対応等により異なります。

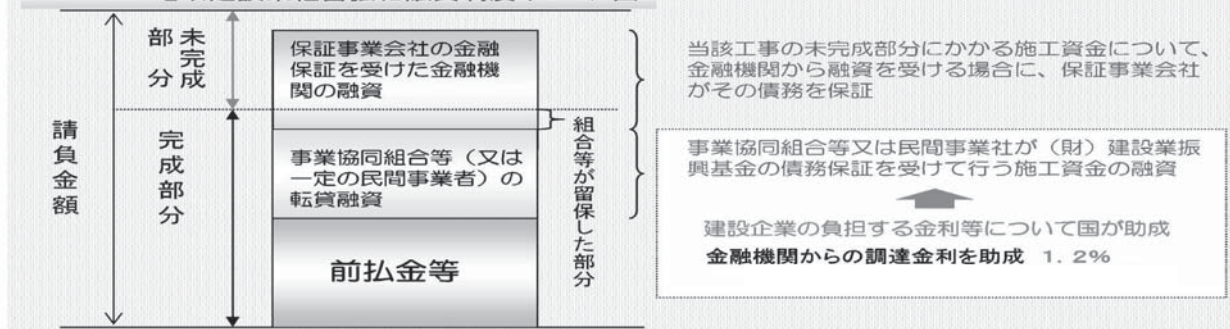
注2:融資にあたっては金融機関に支払う借入金利のほか、事業協同組合等や保証事業会社を支払う保証料等が必要になります。

注3:保証事業会社の保証料は日歩4厘(年利換算1.095%)となります。

公共工事の請負代金債権の譲渡を活用した融資制度



(図-3) 地域建設業経営強化融資制度イメージ図



※ 平成26年3月末までは、助成金利1.2%適用

技 士 会

1. 平成26年度1級(学科)・2級土木施工管理技術検定試験 受験準備講習会のご案内

近年、1級・2級とも土木施工管理技士の資格取得が難しくなっております。宮崎県土木施工管理技士会では、毎年、宮崎県建設業協会の後援により1級・2級土木施工管理技術検定試験の受験準備講習会を開催しています。

講習会は、一般財団法人地域開発研究所のテキストを使用し、経験豊富で優秀な講師による受験対策のポイントを押さえた講義を実施しており、受講者に好評をいただいております。

平成26年度の日程等につきまして、下記のとおり計画いたします。資格取得を目指す技術者の皆さん、準備をお願いします。

日 程	1級学科講習 6日間 平成26年5月14日(水)～5月16日(金) 平成26年5月28日(水)～5月30日(金) 2級学科・実地講習 6日間 平成26年7月16日(水)～7月18日(金) 平成26年7月30日(水)～8月1日(金)
場 所	宮崎県建設会館 宮崎市橘通東2丁目9番19号
問い合わせ	宮崎県土木施工管理技士会 0985-31-4696 または各地区建設業協会

2. 平成26年度 1・2級土木施工管理技術検定試験の 申込書受付について（お知らせ）

平成26年度の1・2級土木施工管理技術検定試験の申込書受付が始まります。受付期間が短いので、手続きをお忘れないように早めに準備してください。

この技術検定試験は、土木工事に従事する者を対象に技術力の向上を図ることを目的として、建設業法第27条の規定により実施される技術検定制度です。

この検定試験に合格されますと、土木工事において施工計画を作成し、現場における工程管理、安全管理等を行う主任技術者または監理技術者になることができる土木施工管理技士の資格を取得することができます。

受付期間	1級 平成26年4月 1日(火)～4月15日(火)
	2級 平成26年4月14日(月)～4月28日(月)

申込み用紙につきましては、1・2級とも3月14日販売開始となっております。詳しくは（一財）全国建設研修センターのホームページをご覧ください。

3. 2 級土木施工管理技術検定の合格発表

平成25年10月27日（日）に実施されました 2 級土木施工管理技術検定の合格発表が、平成26年 2 月 6 日にありました。

全国の会場で30,044名が受験し、12,016名が合格、合格率40.0%、と昨年に比べ合格率が上昇しました。鹿児島会場は、受験者927名、合格者322名、合格率は全国平均より低く、34.7%でした。

（一財）全国建設研修センターのホームページに合格者の受験番号が掲載されております。合格された方は、九州地方整備局長に対し、技術検定合格証明書の交付手付きが必要となりますので、忘れずに手続きをしてください。

種別：土木

●実施状況：（平成25年10月27日実施 全国19地区 39会場）

試験地	学 科 試 験			実 地 試 験			学科試験のみ 合格者数
	出席者数	合格者数	合格率 (%)	出席者数	合格者数	合格率 (%)	
札 幌	1,044	604	57.9	1,119	444	39.7	327
釧 路	242	103	42.6	248	85	34.3	49
青 森	668	370	55.4	519	219	42.2	232
仙 台	2,821	1,585	56.2	2,700	1,122	41.6	854
秋 田	446	247	55.4	438	185	42.2	127
東 京	6,491	3,718	57.3	7,286	3,061	42.0	1,852
新 潟	1,136	625	55.0	1,173	491	41.9	298
富 山	843	528	62.6	799	333	41.7	324
静 岡	844	434	51.4	852	336	39.4	234
名古屋	2,584	1,405	54.4	2,693	1,142	42.4	733
大 阪	3,429	1,840	53.7	3,870	1,465	37.9	905
松 江	435	234	53.8	440	160	36.4	130
岡 山	767	378	49.3	805	296	36.8	202
広 島	878	509	58.0	1,061	437	41.2	239
高 松	851	438	51.5	906	311	34.3	258
高 知	295	167	56.6	298	109	36.6	107
福 岡	3,464	1,872	54.0	3,466	1,341	38.7	1,082
鹿児島	983	474	48.2	927	322	34.7	289
那 覇	439	210	47.8	444	157	35.4	121
計	28,660	15,741	54.9	30,044	12,016	40.0	8,363

4. 平成26年度監理技術者講習の日程お知らせ

監理技術者講習につきましては、現行の建設業法では講習受講修了証が必要なため、平成26年度も技士会主催講習を下記のとおり実施します。会場は宮崎県建設会館となっています。

日 程	場 所
平成26年 5月13日(火)	宮 崎 県 建 設 会 館
平成26年 8月 4日(月)	〃
平成26年11月14日(金)	〃

「監理技術者講習」につきましては、平成22年5月の「事業仕分け」において、「監理技術者資格者証」の交付の廃止と義務として「監理技術者講習」の廃止が出されました。

これを受けて国交省は「技術者制度検討会」を設置して技術者制度のあり方全般について検討を行い、必要な資格等を有し雇用関係の明確な技術者を専任制も含めて発注者が容易にアクセスし確認できるしくみとして「技術者データベース」の整備を打ち出しています。

しかしながら、国交省は今国会にも「監理技術者」に関する建設業法について法案の改正は提出しておりません。

監理技術者とは、

発注者から直接、公共工事を請け負い、そのうち、総額3,000万円以上を下請け契約して工事を施工する場合(土木)は、監理技術者を工事現場に置かなければなりません。

監理技術者は、常に最新の法律制度や技術動向を把握する必要があることから、現行の建設業法では、監理技術者講習を修了した日から5年を経過することのないように国土交通大臣に登録された監理技術者講習を受講し、講習修了証を携帯しなければならないことになっております。

また、講習修了証とは別に監理技術者資格証の交付を受ける必要があります。資格者証の交付につきましては、建設業技術者センターのホームページに案内があります。

建 退 共

1. 建退共 Q & A（退職金の請求関係）

Q 1 退職金の請求ができるのはどのような場合で、その手続きは。

A 建退共制度の退職金は、加入している労働者（被共済者）が建設業で働かなくなったときや、独立して事業を始めたときなどの場合（請求事由）に請求することができます。

ただし、手帳に貼付された共済証紙の合計（掛金助成50日分を含む）が24月（500日）以上（被共済者死亡の場合は12月（250日））が必要です。

（請求できる場合）

労働者（被共済者）が

- 1 独立して仕事を始めた。
- 2 無職になった。
- 3 建設関係以外の事業主に雇われた。
- 4 建設関係の事業所の社員や職員になった（事業主になった場合も含む）。
- 5 けが又は病気のため仕事ができなくなった。
- 6 満55歳以上になった。
- 7 死亡した。

（請求できる人）

退職金を請求することができるのは、共済手帳に記載されている労働者本人（またはその遺族）に限られていますので、労働者自身で請求手続きをしていただくことになります。

事業主から、「会社から直接本人に渡してあげたい」とのお問い合わせがありますが、事業主が請求したり、退職金を受け取ったりすることはできません。

（請求手続き）

請求手続きは、労働者本人（手帳の名義人）が、「退職金請求書」（様式第007号）に、「共済手帳」（現在使っているもの）、「住民票」（原本）を添えて、建退共宮崎県支部に提出（郵送の場合は簡易書留）してください。

振込み先は、請求書に記載された本人名義の口座（金融機関の確認印が必要）です。

請求書を提出してから本人の口座に振り込まれるまでに約1か月ほどかかります（2～3日前にハガキで通知があります）。

なお、本人に対しては、退職金を受領した旨を事業主へ連絡するようお願いしています。

Q 2 労働者（被共済者）が会社（共済契約者）に多大な損害を与えたので、退職金の不支給または減額の措置はできませんか。

A 中小企業退職金共済法に基づき不支給にはできませんが、事業主（共済契約者）から申し出があり、厚生労働大臣が認めた場合は、減額して支給することはできます。

事業主は、認定を受けようとするときは、労働者の退職事由が中小企業退職金共済法施行規則第18条で定める基準（横領などの刑罰法規、会社への重大な損害、秘密漏洩など）に該当することを明らかにした「退職金減額認定申請書」を労働者が退職した日の翌日から起算して二十日以内に厚生労働大臣に提出する必要があります。

★ 建退共全員加入で明るい職場（加入率のアップ） ★
★ お疲れさまに貼る1枚（手帳更新率のアップ） ★

2. 建退共宮崎県支部取扱状況（1月分）

建退共宮崎県支部

区分 月別	共 済 契約者数	被共済者数	区分 月別	手帳更新 状 況	退職金支給状況		掛金収納状況 (12月の状況)
12月末計	社 2,879	名 48,037	前年度まで の 累 計	冊 399,809	件 45,398	千円 27,238,430	千円 113,180,330
加 入	9	130	当 月 分	775	57	45,393	58,706
脱 退	5	61	25 年度分	7,515	845	678,939	570,882
1 月末計	2,883	48,106	累 計	407,324	46,243	27,917,369	113,751,212

厚生年金基金

1. 事 業 概 況（1月分）

1. 適 用

（平成26年1月末現在）

設立事業所数	加 入 員 数		
	男	女	計
300 社	3,552	533	4,085

2. 給 付

(1) 老齢年金給付及び一時金の裁定状況（平成25年度）

（金額:円）

		当 月 分		年 度 累 計	
		件数	金 額	件数	金 額
退職年金	新規裁定	25	5,247,300	182	46,086,200
	失 権 者	11	2,457,500	92	15,408,200
選 択 一 時 金		24	16,109,300	101	79,487,300
脱 退 一 時 金 (企業年金連合会移換を含む)		20	3,136,400	146	24,065,600
遺 族 一 時 金		1	509,000	7	4,176,200

(2) 年金受給権者数

（金額:円）

件数	年 金 額	内 訳					
		全額支給		一部支給		全額停止	
		件数	年 金 額	件数	年 金 額	件数	年 金 額
5,998	1,293,428,500	5,897	1,239,057,900	42	25,988,300	59	28,382,300

3. 保有資産（時価）

年金給付等積立金	16,432,645,113 円
----------	------------------

建 災 防

1. 平成26年度上半期（4月～9月）講習会の案内

会員事業場には2月下旬に年間予定表を送付しています。

	講 習 名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	備 考
作 業 主 任 者	足場の組立て等 作業主任者	22～23 清武		3～4 延岡		5～6 清武		
	型枠支保工の組立 て等作業主任者	15～16 延岡		17～18 清武				
	地山の掘削等作業 主任者		27～29 清武		8～10 延岡			
	木造建築物の組立 て等作業主任者					19～20 清武		
	鉄骨の組立て等 作業主任者				29～30 清武			
	コンクリート造の 解体等作業主任者		20～21 清武					
一 般 教 育 等	職長・安全衛生責 任者教育	8～9 清武		10～11 延岡			2～3 清武	11月に延岡で 開催
	足場点検実務者 研修		13 清武		15 延岡			10月に清武で 開催
	現場管理者統括 管理講習						17 清武	
	リスクアセスメン ト研修					26 清武		11月に延岡で 開催
	低圧電気取扱い 業務特別教育						9 清武	
	ダイオキシン類 従事者特別教育				23 清武			
	熱中症予防指導員 研修	24 清武	2 延岡	5清武 26延岡	1清武 2高千穂			
	振動工具取扱い 従事者教育						30 清武	
	丸のこ等取扱い 従事者教育							10月に清武で 開催
	酸欠・硫化水素作 業特別教育					21 清武		
	自由研削砥石の 取替の特別教育			25 清武				10月に延岡で 開催
車 両 系 建 設 機 械	車両系建設機械運 転従事者安全衛生 教育							11月に清武で 開催
	小型車両系(整地・ 掘削等) 特別教育	11～12 清武		6～7 延岡	4～5 清武		5～6 延岡	10月、12月清 武、1月延岡で 開催
	ローラーの運転 特別教育		9～10 延岡		25～26 清武			
	車両系(整地・掘 削等) 技能講習	18～19 清武	23～24 清武	13～14 延岡	18～19 清武	29～30 延岡	12～13 清武	10月～3月清 武、延岡で開 催
	高所作業車運転 技能講習	25～26 清武	16～17 延岡	27～28 清武		8～9 清武	19～20 延岡	11月、2月清武、 1月延岡で開催
	車両系(解体用) 技能講習	30 延岡	8清武 14清武	20清武 24清武				12月に延岡で 開催
	不整地運搬車運転 技能講習		30～31 清武		11～12 延岡		26～27 清武	11月に延岡で 開催

(注) 車両系建設機械(解体用)は、平成26年6月30日までに講習を受けないと、鉄骨切断機、コンクリート破砕機、つかみ機の運転はできなくなるのでご注意ください。

2. 建災防からの安全メッセージ③



現場には、「魔の時間帯」がある！

サッカーでは、試合開始直後と終了間際の5分間は、得点・失点生まれやすく「魔の時間帯」と言われ、特に守備陣にとっては「危険な時間帯」であり、より高い緊張感をもって臨む必要があると言われています。

現場にも、この「魔の時間帯」があります。

例えば、下水道工事などで明かり掘削作業を行っている場合に、掘削して土止め支保工を入れるまでの時間がこの時間であり、多くの土砂崩壊事故は、このわずかな間に発生しています。

また、現場では、荷の吊り込みや型枠の組立てや解体などの作業時に、設置してある手すりを外すことがあります。一時的に外した手すりを再び養生するまでの間が「魔の時間帯」に当たり、多くの墜落事故もこの間に発生しています。

製造業などでは、機械や設備は固定されており、一度、安全措置を講じれば「不安全な状態」は解消されます。

しかし、建設現場は、 日々、刻々と状況が変わります。

昨日まで、1時間前まで安全な状態であった現場が、いつ事故が起きても不思議ではない危険な状態に変わっていることがあります。

災害防止のポイントの1つは、この「魔の時間帯」をいかにしてなくすか、あるいは少なくするかであります。

先ほどの例で言えば、明かり掘削作業で土質の状態が悪ければ掘削のピッチを短くする、一時的に外した手すりは早急に復旧するなどの措置を講じることであります。

まずは、現場管理者が、作業開始前に、当日の作業で「魔の時間帯」が生じる作業を把握し、安全な作業方法を検討するとともに、ミーティングで職長・作業員に的確に指示する、また、パトロールをいつもよりこまめに行うことが不可欠でしょう。

安全衛生管理・労務管理に関する相談・問い合わせは下記までどうぞ

建災防 宮崎県支部 TEL 0985 (20) 8610

当支部では、会員事業場からの安全衛生管理（労働安全衛生法など）、労務管理（労働基準法・労働契約法など）に関する相談・問い合わせを受け付けています。

相談には労働安全・衛生コンサルタント、社会保険労務士などが対応します。また、相談内容等の秘密は厳守します。

火薬保安協会

1. 平成26年の火薬類保安講習会の開催について

平成26年の火薬関係の各種保安講習会は、下記の日程で開催を予定しています。

- 保安手帳の6ページ右端欄の次回受講期限日が、「平成26年中」と記入されている方は、平成26年中に保安教育を受講しなければ保安手帳の効力が失効します。

受講申込は、所定の申込用紙で事前に宮崎県火薬保安協会へ申込んでください。

申込用紙は、4月上旬に各会員事業所や各地区（市）建設業協会等に送付予定です。

- 申込会場が、会場定員を超えたときは、他の講習会場へ変更していただくことがあります。
- 台風災害、講習会場の都合、その他の事由で急きょ会場や日程を変更することがあります。
- 保安手帳の失効者は、再教育講習を受講して、従事者手帳の失効者は、従事者講習を受講して新たに手帳の交付申請をしていただくことになります。

各種講習会日程

開催月日	曜	会 場	講習会種別	開始時間
5月15日	木	都城建設会館	責任者、従事者	13:00～
6月3日	火	宮崎県建設会館	再教育、(総合) 責任者、従事者	10:00～ 13:00～
7月28日	月	宮崎県建設会館	知事試験養成講習	09:00～
7月29日	火	宮崎県建設会館	知事試験養成講習	09:00～
8月7日	木	高千穂建設会館	責任者、従事者	13:00～
8月28日	木	日南建設会館	責任者、従事者	13:00～
9月18日	木	延岡建設会館	責任者、従事者	13:00～
10月23日	木	日向建設会館	責任者、従事者	13:00～
11月6日	木	西都建設会館	責任者、従事者	13:00～
12月11日	木	宮崎県建設会館	再教育、(総合) 責任者、従事者	10:00～ 13:00～

※ 再教育(総合)講習会の講習開始時間は、10:00です。

※ 責任者、従事者講習会の開始時間は各会場とも13:00です。

宮崎県建設会館には、会館内の各事務所の一般来客用の駐車場しかありませんので、講習受講者は、必ず周辺の有料駐車場をご利用ください。

※ 今年は、小林会場、高鍋会場がありませんので最寄りの会場で受講して下さい。

※ 詳細は、宮崎県火薬保安協会（電話0985-25-4678）にお尋ねください。

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（1月分）

西日本建設業保証㈱
宮崎支店

I. 全般の状況

（単位：件、百万円）

	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
平成25年度	399	1.0%	6,422	▲42.6%	4,579	18.0%	144,340	24.5%
平成24年度	395	▲18.2%	11,184	25.9%	3,879	▲3.3%	115,919	9.6%
平成23年度	483	0.8%	8,883	▲12.2%	4,011	1.0%	105,814	▲15.3%

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比。以下同じ。

II. 発注者別の状況

（単位：件、百万円）

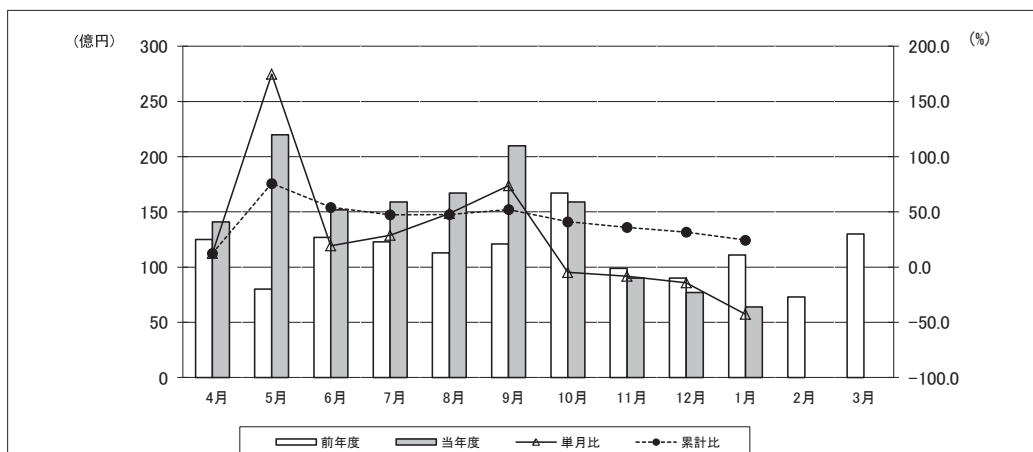
	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
国	6	▲64.7%	191	▲96.1%	366	11.9%	34,103	6.9%
独立行政法人等	6	200.0%	73	1.4%	55	5.8%	10,826	▲20.4%
県	151	1.3%	4,058	36.5%	1,633	26.3%	43,860	26.3%
市 町 村	234	4.0%	2,079	▲35.0%	2,472	14.5%	48,350	44.0%
そ の 他	2	0.0%	19	27.5%	53	10.4%	7,199	242.4%
計	399	1.0%	6,422	▲42.6%	4,579	18.0%	144,340	24.5%

III. 地区別の状況

（単位：件、百万円）

	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
宮 崎	85	▲15.8%	1,867	▲50.6%	928	11.7%	30,861	10.5%
高 岡	11	266.7%	141	151.1%	152	58.3%	2,924	138.2%
西 都	24	▲17.2%	377	▲13.1%	272	32.7%	6,635	68.3%
高 鍋	20	▲16.7%	289	▲51.0%	259	22.7%	9,413	▲2.5%
日 南	25	38.9%	539	▲71.1%	275	8.3%	12,037	59.4%
串 間	5	▲28.6%	104	▲37.5%	173	0.0%	3,109	17.5%
都 城	31	▲41.5%	350	▲58.2%	550	18.8%	22,739	139.7%
小 林	40	14.3%	299	▲46.9%	487	19.4%	11,567	32.5%
日 向	71	57.8%	1,365	88.1%	676	30.3%	22,471	▲1.4%
延 岡	36	▲21.7%	497	▲71.6%	417	9.4%	15,892	▲8.2%
西 臼 杵	51	50.0%	588	45.6%	390	15.4%	6,688	43.8%
計	399	1.0%	6,422	▲42.6%	4,579	18.0%	144,340	24.5%

< 月別請負金額(前払保証分) >



2. 中間前払金制度のご案内

中間前払金制度とは、建設企業の資金需要への確に対応することを目的として、当初の前払金40%に加え、更に20%の前払金を請求することができる制度です。

<制度採用発注者>

宮崎県、宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、高鍋町、新富町、国富町、綾町、木城町、川南町、都農町、門川町、美郷町、高千穂町、日之影町、椎葉村、諸塚村、国土交通省、農林水産省など。

<請求可能時期>

工期の2分の1を経過し、かつ工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が終了し、工事の出来高が50%以上となったとき。

<中間前払のメリット>

- ① 簡単な手続で工事代金が早く受け取れます。
- ② 一括現金払出のため、迅速な支払ができます。
- ③ 保証料が一律0.065%と格安です。

例:中間前払金1000万円の場合、保証料はわずか6500円です。

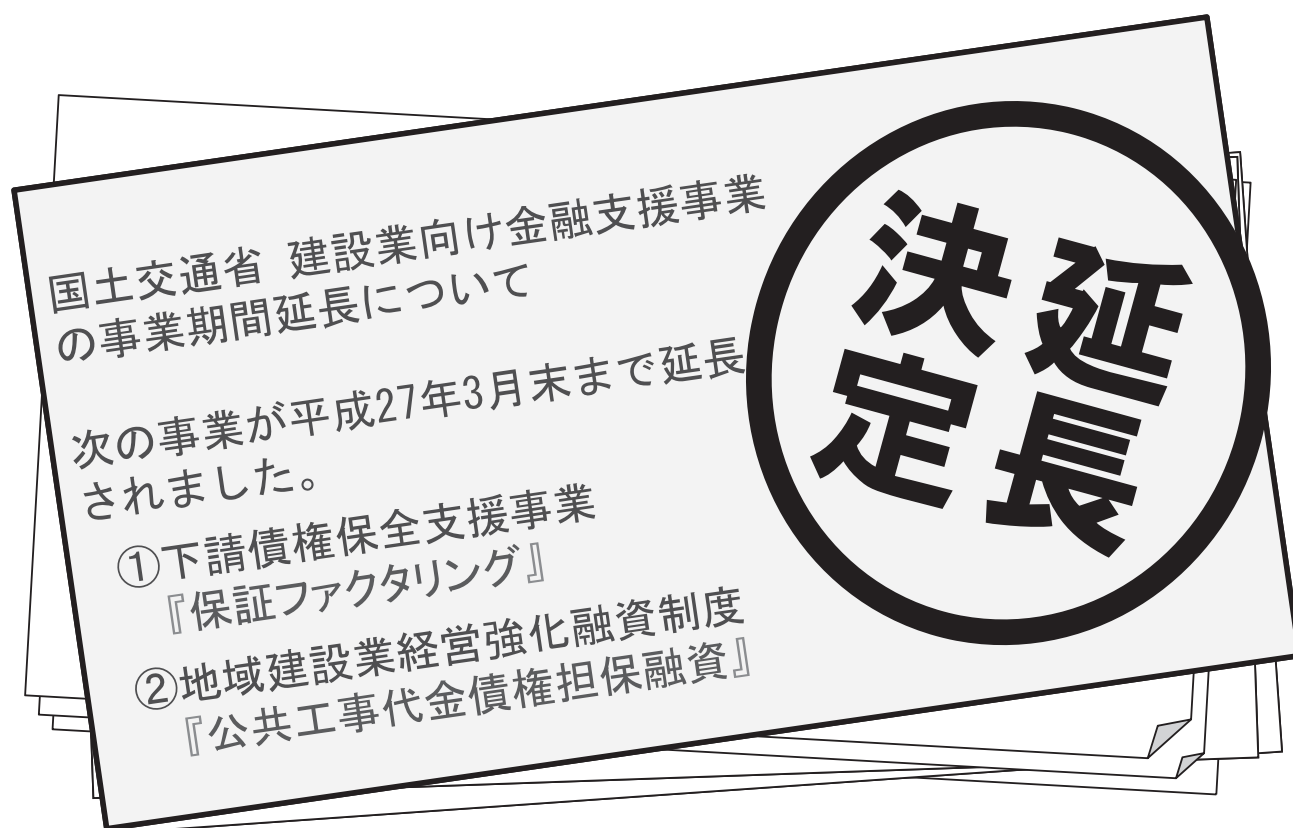
平成25年度宮崎県内の中間前払保証実績（平成26年1月末現在）

（単位：件、千円）

発注者	件数	請負金額	増減率（件数）	増減率（請負金額）
国土交通省	10	1,328,523	66.7%	37.8%
宮崎県	150	5,896,510	29.3%	3.6%
宮崎市	48	1,503,117	17.1%	▲11.6%
都城市	24	1,566,353	33.3%	73.1%
延岡市	25	542,466	▲3.8%	▲16.4%
日南市	4	779,074	100.0%	1899.9%
小林市	12	244,753	140.0%	186.5%
日向市	4	70,392	<	<
西都市	2	29,219	<	<
えびの市	1	100,485	▲66.7%	219.0%
国富町	1	14,280	<	<
綾町	1	9,063	<	<
都農町	1	273,000	<	<
高千穂町	1	5,775	<	<
日之影町	1	71,872	<	<
美郷町	4	257,134	33.3%	167.1%
宮崎大学	3	1,037,557	▲70.0%	▲70.0%
都城工業高専	1	92,400	<	<
計	293	13,821,977	24.7%	0.3%

●問い合わせ先：西日本建設業保証（株）宮崎支店
電話 0985-24-5656 FAX 0985-20-1167
URL <http://www.wjcs.net/>

3. 『保証ファクタリング』・『公共工事代金債権担保融資』 実施期間延長のお知らせ



(株)建設総合サービス(西日本建設業保証グループ)が実施しております
『保証ファクタリング』・『公共工事代金債権担保融資』の実施期間が更に
1年間延長(平成27年3月まで)となりました。

保証ファクタリングとは、元請企業からの受取手形や売掛金を保証する制度
です。(手形保証の場合、オプションで手形買取での資金化にも対応します。)

保証料には国から最大4%の助成が適用されますので、元請企業倒産時の
焦付防止や取引先拡大時のリスク回避に、ぜひご利用ください。

なお、サービスの詳細につきましては、西日本建設業保証(株)宮崎支店、
もしくは(株)建設総合サービスへお気軽にお問い合わせ下さい。

株式会社建設総合サービス 金融事業部

〒550-0012 大阪市西区立売堀2-1-2建設交流館

TEL:06-6543-2843 / FAX:06-6543-2849

URL: <http://www.wingbeat.net>

(貸金業登録番号 大阪府知事(3)第12785号)

西日本建設業保証株式会社 宮崎支店

TEL:0985-24-5656

試験・研修等のご案内

【平成 25 年 11 月版】

監理技術者講習のご案内

宮崎県版

実施会場・実施日 ※宮崎県は、すべての会場が、「テレビ講座」となります。

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
(株) 宮崎県建設会館 宮崎市橋通東2-9-19	15(水)	5(水)	5(水)	9(水)	21(水)	11(水)	2(水)	20(水)	9(火)
都城地区建設業協会 都城市北原町26街区13号						4(水)			
小林地区建設業協会 小林市細野482		5(水)		9(水)					10(水)
日向地区建設業協会 日向市中町1番地		5(水)		9(水)		11(水)		6(水)	
延岡地区建設業協会 延岡市愛宕町2-32				2(水)			2(水)		
高千穂地区建設業協会 西臼杵郡高千穂町三田井86-2		5(水)			14(水)				

お申込方法は、「インターネット申込」又は「郵便申込」のいずれかをご選択ください。

インターネット申込 2回目以降の基本情報の入力が必要ありません。特に企業申込のご担当者様には大変便利です。

受講料	9,500 円
申込手続き	① http://www.fcip-ko.co.jp へアクセス。 「建設業振興基金」又は「建設産業振興センター」で検索。 ② 必要情報を画面の指示に従って入力。 ③ 支払い手続き完了後、画面の指示に従い、必要書類。 (受講票、受講の手引き、講習修了証用写真台紙、封筒書式) をダウンロード。
受講料の支払	支払方法を選択し、画面の指示に従って登録して、支払手続きを完了。 ・コンビニ ・クレジットカード ・ペイジー ・郵便局代金引換郵便。
郵送が必要な書類	修了証用写真1枚 ダウンロードした講習修了証用写真台紙に規定の写真※を貼付し、 講習受付センターへの封筒を使用して、講習日14日前(必着)までに送付。 送料は、お客様負担となります。 (注意) 講習日14日前(必着)までに到着しない場合、講習会当日に講習修了証は交付出来ません。

郵便申込 詳しくはお問い合わせ下さい。

◇お問い合わせ (株)建設産業振興センター
TEL03-5408-1889

受講料 10,000 円

書籍等のご案内

建設業の許可申請手続き等は
この1冊にお任せください！！

新規・更新・追加・変更等

改訂22版 建設業の許可の手びき

編著 ● 建設業許可行政研究会

A5判・定価2,625円(本体2,500円)・図書コード3134・送料実費

●建設業の許可の要否、許可の種類、許可の申請手続、記載要領など申請実務手続きについて平易・簡潔にわかりやすく手びきする定本の最新版！

改訂のポイント

- 会社計算規則等の改正に伴い株主資本等変動計算書（別記様式第17号）・注起表（別記様式第17号の2）の改正
- 経営業務管理責任者の大臣認定における取扱いの合理化のための改正

目次(抄)

第Ⅰ部 建設業の許可のあらまし

- ① 建設業を営むには許可が必要
- ② 建設業許可制度の概要について
- ③ 許可を受けるための要件について
基準①経営業務の管理責任者としての経験を有する者を有していること
基準②各営業所に技術者を専任で配置していること
基準③請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと
基準④請負契約を履行するに足りる財産的基礎又は金銭的信用を有していること
基準⑤過去において一定の法令の規定等に違反した者等でないこと
- ④ 許可を受けるための手続きについて
 - 1 法定書類
 - 2 確認書類
 - 3 申請手数料について
 - 4 申請書類の提出先について
 - 5 申請から許可等の処分がなされるまでに要する期間について
 - 6 申請の取下げ手続きについて
 - 7 審査結果の通知について
- ⑤ 建設業許可業者に課せられる義務について
 - 1 許可行政庁への届出義務について
 - 2 標識の掲示、帳簿の備え付け・保存及び営業に関する図書の保存義務について
 - 3 契約締結に関する義務について
 - 4 工事現場における施工体制等に関する義務について
 - 5 下請代金の支払いに関する義務について
- ⑥ 建設業法施行規則の改正による様式等の変更のポイント

第Ⅱ部 記載例と記載要領

- ① 申請書類の記入上の一般的注意事項について
- ② 許可申請に必要なとなる書類について
- ③ 許可後の届出に必要なとなる書類について
- ④ 記載例と記載方法

参考法令

- 建設業法〔昭和24・5・24法律第100号〕〔抄〕
- 建設業法施行令〔昭和31・8・29政令第273号〕〔抄〕
- 建設業法施行規則〔昭和24・7・28建設省令第14号〕〔抄〕
- 建設業法第7条第1号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件〔昭和47・3・8建設省告示第351号〕
- 建設業法施行規則第7条の3第1号又は第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認める者を定める件〔平成17・12・16国土交通省告示第1424号〕
- 建設業法第15条第2号イの国土交通大臣が定める試験及び免許を定める件〔昭和63・6・6建設省告示第1317号〕
- 建設業法施行規則別記様式第15号及び第16号の国土交通大臣の定める勘定科目の分類を定める件〔昭和57・10・12建設省告示第1660号〕
- 建設業許可事務ガイドラインについて〔平成13・4・3国総建第97号〕
- 国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について〔平成13・4・3国総建第99号〕



株式会社 大成出版社
http://www.taisei-shuppan.co.jp/

〒156-0042 東京都世田谷区羽根木1-7-11
TEL 03(3321)4131 FAX 03(3325)1888
★弊社ホームページでもご注文いただけます。

●大成出版社の建設関係新刊図書のご案内およびご注文受付のお知らせ

改訂26版 建設業関係法令集

編著◆建設業法研究会 A5判 定価5,880円(税込)のところ協会員特価5,292円(税込)

★最新の建設業法・同施行令・同施行規則に注釈、参照条文をつけ。関係告示・通知のすべてを網羅し、体系的に収録！

平成25年8月までの法令改正を盛り込んだ最新版！

建設業の社会保険加入と一人親方をめぐる Q&A

著◆菊一功 A5判 180頁 定価1,890円(税込)のところ協会員特価1,701円(税込)

★社会保険未加入問題と一人親方の基礎知識をQ&A形式で解説。

加入指導・職権適用・保険料・遡及徴収・営業停止処分までの流れを解説！

改訂版知っておきたい建設業の労務知識 Q&A

著者◆村木宏吉 A5判 180頁 定価1,890円(税込)のところ協会員特価1,701円(税込)

★改訂版では新たに2013年8月時点での改正ポイントを盛り込んであります。

採用から退職後まで。元請の現場主任者必読。下請けの労務担当者や経営者にも役立つ内容。

元請も下請けも知っておきたい基礎知識をQ&A形式でわかりやすく解説！！

建設現場で使える労働安全衛生法 Q&A

編著◆村木 宏吉 A5判 290頁 定価2,940円(税込)のところ協会員特価2,646円(税込)

★「地震や津波の被害を受けた建築物等の解体時の安全対策」や「徐染特別地域等における放射線障害の防止対策」などに対応したQ&Aも新規書き下ろし！！建設工事関係者に欠かすことの出来ない安全衛生管理の知識をQ&A形式で解説！！

平成25年版 公共建築工事積算基準

監修/国土交通省大臣官房官庁営繕部 編集・発行◆(一財)建築コスト管理システム研究所

B5判 824頁 定価8,700円(税込)のところ協会員特価7,830円(税込)

★本書は、公共建築工事の積算業務に携わる方々の必携の書です！！

標準単価積算基準の改定！参考歩掛りの改定並びに最新通達も収録！



株式会社大成出版社

Fax 申込書

コード	図 書 名	協会員特価	部 数
3134 新刊	改訂22版 建設業の許可の手びき A5判・定価2,625円(本体2,500円)	2,362円	部
3019 新刊	改訂26版 建設業関係法令集 A5判・定価5,880円(本体5,600円)	5,292円	部
3121 新刊	建設業の社会保険加入と一人親方をめぐるQ&A A5判・定価1,890円(本体1,800円)	1,701円	部
3138 新刊	改訂版 知っておきたい建設業の労務知識Q&A A5判・定価1,890円(本体1,800円)	1,701円	部
3127 新刊	建設現場で使える労働安全衛生法Q&A A5判・定価2,940円(本体2,800円)	2,646円	部
3118 新刊	平成25年版 公共建築工事積算基準 B5判・定価8,700円(本体8,286円)	7,830円	部

- ※ 送料実費。ただし、ご注文額合計5,000円以上の場合は送料サービス。(特価5%消費税込3月31日迄)
 ※ 消費税率につきましては、3月31日までは5%、4月1日より8%にて取り扱いさせていただきます。
 ※ ご注文方法。この用紙をご使用頂き購入部数をご記入の上、下記の会社名住所等必要事項をご記入の上、FAXにてお申し込みください。後日、図書と請求書類等をご送付致しますので代金をお支払い下さい。

平成26年 月 日

〒 _____

所在地 _____

会社名 _____ 部課名 _____

発行元(大成出版社)の新刊等メールマガジンをご希望方はアドレスをご記入ください。

担当者名 _____ E-mail _____

TEL _____ FAX _____

ご記入いただいた個人情報は、個人情報保護法を下に弊社の営業活動に限って利用いたします。(7308044)

<申込先> 株式会社 大成出版社 営業管理部 (担当中倉)

〒156-0042 東京都世田谷区羽根木1-7-11

TEL 03-3321-4002 / FAX 03-3325-1888

助け合い、未来を創る。



建設業界による自主的な
共済保険で保険料が安い。

元請・下請問わず
無記名で補償。

元請・下請それぞれの
保険契約者へ重複支払い。

企業の諸費用部分も補償。

事業主(保険契約者)への
速やかな支払い。

経営事項審査において
15点の加点。

公益財団法人 建設業福祉共済団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15 虎ノ門NSビル

取扱機関 (一社)宮崎県建設業協会 〒880-0805 宮崎市橘通東2-9-19 TEL.0985-22-7171 FAX.0985-23-6798

「建設共済保険」の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学 事業

被災者(死亡および身体障害・傷病3級以上)の子供に
対して、要保育期間および小学校から大学までの在学
期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

詳しい情報、保険料試算などの
お問い合わせは

Tel. 03-3591-8451

<http://www.kyousaidan.or.jp/>